

犬山市からのお知らせ

若年がん患者在宅ターミナルケア支援事業のご案内

● 対象者 次の全てに該当する人

- ① サービス等の利用時点において、**犬山市に住民登録**のある人
- ② サービス等の利用時点において**40歳未満**の人
- ③ **がんと診断された人で、医師に一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと診のされた人**
- ④ **在宅における療養生活の支援及び介護が必要な人**

● 補助対象サービス等 介護保険制度に準ずる次のサービス

区分	サービス等の種類	
①在宅サービス	・訪問介護 ・訪問看護 ・居宅療養管理指導	・訪問入浴介護 ・訪問リハビリテーション ・夜間対応型訪問介護
②福祉用具の貸与	・手すり(工事を伴わないもの) ・歩行器 ・車いす ・特殊寝台 ・床ずれ防止用具 ・移動用リフト(つり具の部分を除く) ・自動排泄処理装置	・スロープ(工事を伴わないもの) ・歩行補助つえ ・車いす付属品 ・特殊寝台付属品 ・体位変換器
③福祉用具の購入	・腰掛便座 ・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・入浴補助用具 ・移動用リフトのつり具の部分	・排泄予測支援機器 ・簡易浴槽

※他の制度や保険による補助や給付を受けているサービス等は対象外となります。

※小児慢性特定疾病医療費の支給対象者は、福祉用具の貸与・購入については、対象になりません。

※福祉用具の貸与・購入にかかった手数料、送料・運搬費、設置費・組立費は対象外となります。

● サービス等提供事業者

介護保険法に基づく指定を受けた事業者に限ります。

● 補助額

申請の上限額	補助金額	自己負担額
サービス利用料等の合計額 6万円/月	申請額の 9割 上限額 5万4千円/月 1,000円未満切捨て	申請額の1割相当

● 利用の流れ・手続き方法

申請できるサービス等の事業者は指定を受けた事業者です。利用の開始にあたっては、市民健康館へ電話にて確認してください。

① サービス等の利用・支払い



サービス等を利用し、サービス等提供事業者[※]に全額をいったんは支払い、**補助対象者(申請者)氏名、サービス利用日(購入日)、サービス等の内容、金額(費用の内訳)、サービス等提供事業者名**が記載された**領収書**を必ず発行してもらってください。

② 交付申請書類の提出

領収書に全ての記載がない場合は、必要事項が記載された**明細書**などが必要です。



下記の提出書類を市民健康館へ提出してください(郵送可)。

【提出書類】

- ・犬山市若年がん患者在宅ターミナルケア支援補助金**交付申請書**(様式第1)
- ・犬山市若年がん患者在宅ターミナルケア支援**利用実績**(様式第2) ★月数分必要
- ・犬山市若年がん患者在宅ターミナルケア支援**意見書**(様式第3)※
※意見書は主治医が記載するものです。意見書作成料は補助の対象外です。
- ・**領収書(原本)** ★返却を希望する人は提出時に申し出てください(返却は提出時のみ可能)。
- ・利用したサービス等の**明細書**など(写し) ★領収書に必要事項の記載がない場合
- ・委任状(申請者と対象者が異なる場合のみ)

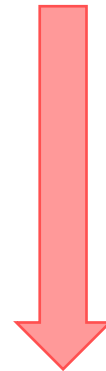
【申請時の持ち物】 ★郵送の場合は写しを同封してください。

- ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等)

☆ 申請内容を審査し、補助の可否を連絡します。

マイナンバーカードの写しを郵送する場合は表面のみコピーしてください

③ 補助金の請求



市から送付する交付決定通知書に請求書を同封しますので下記の提出書類と共に市民健康館へ提出してください(郵送可)。請求期限は年度内(3月31日まで)です。

【提出書類】

- ・犬山市若年がん患者在宅ターミナルケア支援補助金**請求書**(様式第7)
- ・委任状(申請者と対象者が異なる場合のみ) ★交付申請時に委任状を提出した人は必要ありません。

【申請時の持ち物】 ★郵送の場合は写しを同封してください。

- ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等)
- ・振込先が確認できるもの(通帳、キャッシュカード等)

④ 補助金の支払い

請求内容を審査し、犬山市から指定の口座に補助金を支払います。

● 留意事項等

- ・令和5年4月1日以降に利用したサービス等が補助対象です。
- ・申請期限はサービス等の利用日(購入日)の翌日から1年以内です。
- ・補助金の申請は原則、月毎となりますが、まとめて申請することもできます。できる限り、利用した年度内に申請してください。
- ・対象者が未成年の場合は保護者が申請してください。
- ・郵送の場合は、「**在宅療養支援補助金 申請書在中**」と朱書きしてください。郵送物が未達の場合、市では補償できませんので、配達記録が残る郵送をお勧めします。

必要書類は
市ホームページから
ダウンロード
できます →→→



【問合せ・書類提出先】

犬山市 健康福祉部 健康推進課 市民健康館
〒484-0061 犬山市大字前原字橋爪山15番地2
電話:0568-63-3800 土日祝除く 8:30~17:00
Eメール:020201@city.inuyama.lg.jp